

別紙4（農地防災に係る運用）

（目的及び趣旨）

第1 農地防災は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止し、又は農業用排水の汚濁を除去し、若しくは地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資することを目的とする。

2 農地防災の実施に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、制度要綱、交付要綱、この運用（運用1及び運用2）及び農地防災に係る取扱いの定めるところによる。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1第2は、本事業について準用する。